

公 告

史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式による業者選考を実施するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、公告する。

令和5年8月23日

桜井市教育委員会

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の詳細は、「史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務委託事業者募集要項」によるものとする。

**史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務委託事業者募集要項**

**1. 委託業務の概要**

**（1）業務名**

史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務

**（2）目的**

桜井市では平成28年3月に「史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群 保存活用計画」を策定し、纏向遺跡の保存管理の徹底や、地域の文化資源としての様々な活用方針を検討している。その中の一つとして、史跡纏向遺跡（太田地区）には史跡整備、その隣接地には纏向遺跡のガイダンス機能や学習機能、纏向学研究センター機能、史跡管理機能などを備えた史跡纏向遺跡交流館（仮称）の設置を計画している。そこで、本業務は、現況把握や課題の整理を行い、ガイダンス施設の規模や機能を検討するなど、ガイダンス建設に向けた基本計画の策定支援を行うことを目的とする。

なお本業務は上記の保存活用計画に基づくものであり、これまでの検討内容や方針を引き継いだ上で、周辺整備計画の立案も並行しつつ行うもので、それぞれの内容の整合性と事業のすみ分けを考慮しながら実施することとする。

**（3）委託業務の内容**

史跡纏向遺跡交流館（仮称）の基本計画策定の支援

※詳細は別紙「史跡纏向遺跡交流館（仮称）の基本計画策定支援業務仕様書」を参照

(4) 委託金額

3,960千円（消費税を含む）を上限とする。

(5) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 2. 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 桜井市物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿に登録がある者、または「令和5年度桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿」に登録されている者。
- (3) 指名停止又は指名保留の措置期間中でない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定による。なお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とする。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号。）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号。）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7) 桜井市暴力団排除条例（平成23年条例第21号。）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 延床面積が1,000㎡前後またはそれ以上の規模を有する文化財関係施設（展示・ガイダンス施設、調査・研究施設等）の基本計画業務、設計業務、展示設計業務などの実施実績を有する者であること。

## 3. 委託事業者の選定

(1) 選定の方法

企画提案書の内容を、史跡纏向遺跡交流館（仮称）基本計画策定支援業務審査委員会で審査し、最も評価の高い事業者を契約候補者として選定する。選定結果については、令和5年9月29日（金）までに企画提案書を提出した全ての業者に通知する。なお、主な審査項目は以下の

とおりである。

- 業務内容への理解 史跡纏向遺跡交流館（仮称）の設置趣旨に対する理解、纏向遺跡や桜井市内の歴史文化遺産に関する知識について
- 業務実施体制 本業務に関わる体制について
- 業務受注実績 文化財関係の展示・ガイダンス施設や調査・研究施設等の施設の設計業務、展示設計業務の受注実績件数、内容について
- 見積の妥当性

(2) 選定された業者との契約

選定された事業者は、担当部署と打ち合わせを行い、委託業務契約を締結する。

#### 4. 手続き等

(1) 担当部署

〒633-0001 奈良県桜井市大字三輪 686 芝運動公園内

桜井市教育委員会文化財課 調査研究係

電話番号 0744-45-0590 F A X 番号 0744-45-0590

E-mail bunka@city.sakurai.lg.jp

(2) 企画提案書の提出について

**提出期限** 令和5年9月21日（木）午後5時

**提出先** 担当部署

**提出方法** 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便。提出期限まで必着。）

**提出物** 下記の①～⑤について、すべて原本1部（社名入り）、コピー5部（社名無記名）を提出すること。①はそれぞれの業務ごとに、②～④は必要に応じて書類を分けて提出すること。

① 企画提案書（様式は任意、ただし提出する用紙の規格はA4版またはA3版としてください）

※業務フロー図、工程計画を明記すること

② 事業者概要書（様式1）

③ 委託業務実施体制（様式2）

④ 類似業務受注実績（様式3）

⑤ 見積書（様式は任意）

※一式計上ではなく、積み上げ方式とすること。

(3) 質問の受付・回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、「質問書（様式4）」に質問内容を簡潔に記載し、電子メール、F A Xまたは郵送にて提出すること。

提出された質問事項は、取りまとめ後、桜井市ホームページにて回答します。なお、この質問への回答は、仕様書の追加または修正とみなします。

① 提出期限 令和5年8月30日（水）午後5時まで

② 回答期日 令和5年9月6日（水）までに回答。

\* 提出期限までに桜井市教育委員会文化財課調査研究係に到達したものに  
限る。電話により到達したことを確認すること。

## 5. その他

- (1) 提出期限後の企画提案書等の訂正および再提出などは認められない。ただし必要な場合、追加資料等の提出を求めることがある。
- (2) 提案書の作成・提出等に要した費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 本業務の履行に際しては、桜井市教育委員会文化財課と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。